

令和5年 第5回美里町農業委員会総会会議録

1. 開催期日 令和5年5月25日
2. 開催場所 美里町役場201会議室
3. 開催時刻及び宣告者 午後 1時30分 会長
4. 閉会時刻及び宣言者 午後 2時40分 会長代理
5. 議長 会長 根岸 茂登雄
6. 委員出席状況

議席番号	農業委員氏名	出欠席	議席番号	農地利用最適推進委員 氏 名	出欠席
1	関根 尚子	出席	東児玉 1	井上 彰	出席
2	塚田 あつ子	〃	〃 2	井上 進	〃
3	深田 敏男	〃	〃 3	岡部 順一	〃
4	長谷川 雄二	〃	〃 4	萩原 良三	〃
5	飯野 泰司	〃	松久 1	小暮 義昭	〃
6	中沢 秀樹	〃	〃 2	田端 益隆	〃
7	中島 勝	〃	〃 3	徳世 久美子	〃
8	坂本 典穂	欠席	〃 4	播摩 卓也	〃
9	中沢 健太郎	〃	大沢 1	阿武 富士子	〃
10	根岸 茂登雄	出席	〃 2	栗原 裕	〃
11	中嶋 敬子	〃	〃 3	根岸 上	〃

農業委員会委員 出席：9名 欠席：2名 計：11名
農地利用最適化推進委員 出席：11名 欠席：0名 計：11名

7. 会議参加者 なし
8. 事務局職員出席者 丸山 保 松田 寛之 上田 禎礎
9. 会議進行状況

会 長	皆さんこんにちは。時間になりましたので、はじめさせていただきます。ただいまの出席数は農業委員9人、農地利用最適化推進委員11人です。農業委員の過半数に達しましたので、これより農業委員会総会第5回会議を開きます。 会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名人に4番委員並びに5番委員を指名いたします。 会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。これより、議事に入ります。
議 長	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請案件について審議いたします。番号1、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局	3 ページ番号 1 をご覧ください。受入 大字〇〇△△番地△ 〇〇 〇〇 渡人 大字〇〇△△△番地 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△番△ 地目 畑 面積 3 0 7 m² 権利内容 所有権 理由 新規取得 農業者年金 無 自作地 0 m² 借受地 0 m² 貸付地 0 m² 取得状況 令和 3 年 1 0 月 6 日 相続 不耕作無 家族数 2 従農数 2 経態 専業 位置 農用地区域外 自宅から 0.1 キロメートル 取得前 畑 取得後 畑 4 ページをご覧ください。左側が付近の状況図、右側が公図の写しでございます。申請地は大字〇〇字〇〇地内にあり、現在は露地野菜等を栽培されております。 受入は現在 7 2 歳で、妻と農作業に常時従事しております。3 0 年ほど前に申請地の前に住宅を建てた時から現在まで、申請地を管理し野菜を営農されている方です。主な栽培作物は露地野菜を栽培しております。受入の所有農業機械は耕耘機 1 台とのことです。 申請に至った理由ですが、渡人は相続で譲り受けたが高齢のため耕作できないため、受入は自宅に隣接している土地を取得し、露地野菜の生産向上を図りたいとのことです。 以上が番号 1 の案件になります。 続きまして、3 ページ番号 2 をご覧ください。受入 大字〇〇△△番地△ 〇〇 〇〇 渡人 大字〇〇△△△番地 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△番△ 地目 畑 面積 3 2 6 m² 権利内容 所有権 理由 新規取得 農業者年金 無 自作地 0 m² 借受地 0 m² 貸付地 0 m² 取得状況 令和 3 年 1 0 月 6 日 相続 不耕作無 家族数 2 従農数 2 経態 専業 位置 農用地区域外 自宅から 0.1 キロメートル 取得前 畑 取得後 畑 4 ページをご覧ください。左側が付近の状況図、右側が公図の写しでございます。申請地は大字〇〇字〇〇地内にあり、現在は露地野菜等を栽培されております。 受入は現在 6 4 歳で、妻と農作業に常時従事しております。3 0 年ほど前に申請地の前に住宅を建てた時から現在まで、申請地を管理し野菜を営農されている方です。主な栽培作物は露地野菜を栽培しております。受入の所有農業機械は耕耘機 1 台とのことです。 申請に至った理由ですが、渡人は相続で譲り受けたが高齢のため耕作できないため、受入は自宅に隣接している土地を取得し、露地野菜の生産向上を図りたいとのことです。 以上番号 2 になります。ご審議の程よろしくお願いいたします。
-----	---

議 長	農地法第3条番号1、番号2を審議いたします。9番委員が本日欠席のため、推進委員松久4番より意見がありましたら、お願いいたします。
推進委員 松久4番	先日申請代理人から連絡を受け現地確認してきました。特に問題はないと思います。ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	その他推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いいたします。松久2番
推進委員 松久2番	住宅を建てた時から営農されているとのことですが、現地は植木や物を置いていて農地というより、庭のように使っておりました。これは農地としてではなく宅地として転用した方がいいのではないかと思います。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	事務局の方も現地確認させていただきましたが、農地には野菜が営農されており、耕運機や道具が置いてありましたが、農作業に使うものですので特に問題はないと思われます。宅地に転用した方がいいという意見についてですが、今回の申請は農地として取得し、引き続き営農していきたいという申請ですのでそれについて判断いただきたいと思います。
推進委員 松久2番	申請地の周りは住宅地となっておりますので、面積も小さいし庭の家庭菜園のように見受けられるので、私は農地としてではなく住宅地として取得した方がいいのではないかと思います。
議 長	推進委員松久2番の意見について、その他の農業委員、推進委員の方より意見がありましたら挙手をお願いします。1番委員。
1番委員	番号1と番号2の申請地は隣同士ですが、両方の受人はどのような関係でしょうか。

議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1 と番号 2 の受入は他人ですが、申請の代理人は同一の方です。
議 長	その他の農業委員、推進委員の方より意見がありましたら挙手をお願いします。3 番委員。
3 番委員	あくまでも申請地は農作物を引き続き栽培していきたいとのことですので、私は問題ないのではないかと思います。ただ申請地取得後に転用できたりできるのか、また参考に売買価格を教えてください。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	農地は投機目的では取得できないので、仮に取得後に病気やけがで営農することが難しくなり、転用したいと申請が上がったときは、その時に 3 条の農地取得の際の計画通り営農されていたかどうかを確認し判断するものだと思います。申請地の売買価格ですが一反当たり約〇〇万円で取引されるとのことです。
議 長	その他の農業委員、推進委員の方より意見がありましたら挙手をお願いします。推進委員松久 1 番。
推進委員 松久 1 番	推進委員松久 2 番の意見は論点がずれていると思います。周りが宅地だから申請地も農地ではなく宅地として取得した方がいいというのは、法的根拠はないと思います。気持ちはわかりますが、農業委員会は申請に対し、法律内で許可、不許可を判断しなければならないので私は、農地として取得するので問題ないと思います。
議 長	推進委員松久 2 番このような意見が出ましたが、いかがでしょうか。
推進委員	いいと思います。

松久 2 番	
議 長	その他の農業委員、推進委員の方より意見がありましたら挙手をお願いします。 5 番委員
5 番委員	番号 1 の受人と番号 2 の受人の年齢を教えてください。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1 の受人は 7 2 歳で番号 2 の受人は 6 4 歳です。
議 長	その他の農業委員、推進委員の方より意見がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第 3 条の番号 1、 番号 2 について、許可と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可と決定します。 3 条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。
事務局長	農地法第 3 条の番号 1、番号 2 の案件につきましては許可と議決されました。
議 長	第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請案件について議題といたします。 番号 1 について事務局より説明をお願いします。
事務局	受 人 〇〇市〇〇〇△丁目△△番△号 〇〇〇〇〇〇〇〇△△△号室 ○阿 ○ ○・〇〇 〇〇 渡 人 大字〇〇△△△番地 〇〇 〇〇 土地の所在 大字 〇〇字〇〇 △△番△ 畑 1 筆 4 9 6 m ² 転用目的 自己用住宅 権利内

	容 所有権 申請内容 職業 会社員・会社員 新設 1 棟 1 0 5 . 1 6 m² 平屋建て 取得状況 令和 3 年 1 0 月 6 日 相続 仮登記・抵当権 無 位置 第 2 種農地 農用地区域外 宅地に接続 7 ページをご覧ください。場所は大字〇〇字〇〇地内の農地になります。 次ページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。 受人は現在、〇〇市内のアパートに、妻と 2 人で生活していますが、将来を見据え、子育てのことなどを考慮し、住宅の建設を考えたそうです。 妻の実家のある美里町で土地を探していたところ、夫の職場への通勤に使う国道△△△号、△△△号へのアクセスがいいこと、また、妻は〇〇駅近くの職場のため、〇〇駅を利用するため、申請地が適地であると考え申請に至ったそうです。 道路接続については、申請地西の 6 . 1 m 道路に水道と集落排水を接続することです。建物は平屋建て、建築面積は 1 0 5 . 1 6 m²の予定です。 6 ページにお戻りください。ご審議をお願いいたします。
議 長	農地法第 5 条の規定による許可申請案件についてについて審議いたします。 5 条の規定による番号 1 を審議いたします。推進委員松久 4 番より意見がありましたら、お願いいたします。
推進委員 松久 4 番	特に問題はないと思います。ご審議をお願いいたします。
議 長	他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。2 番委員。
2 番委員	渡人の年齢は何歳でしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	渡人の年齢は 7 9 歳でございます。
議 長	次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。3 番委員。

3 番委員	この申請地の売買価格はいくらで取引されるのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	申請地は〇〇万円で取引されるようです。
議 長	他に、農業委員の方で質問のある方の挙手をお願いします。質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第 5 条の番号 1 について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可相当と決定します。 5 条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。
事務局長	農地法第 5 条の番号 1 の案件につきましては許可相当と議決されました。
議 長	第 3 号議案 農用地利用集積計画 (案) による利用権決定について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	9 ページをご覧ください。町から農用地利用集積計画 (案) が作成されました。本議案にて、農用地利用集積計画の決定の可否を審議していただきます。 なお、集積計画が決定となった場合は、町の方で公告をすることにより、権利の移動が生じることになります。 10 ページをご覧ください。こちらは利用集積計画の概要表になります。上から説明させていただきます。 利用権の期間・種類 令和 5 年～令和 6 年の 1 年・賃貸借、面積 田 2, 275 m² 計 2, 275 m²、貸手 2 借手 2 筆数 2 借賃 5, 000 円、45 kg

	続きまして、利用権の期間・種類 令和５年～令和６年の１年・使用貸借、面積 田５，５８１㎡ 計５，５８１㎡、貸手２ 借手２ 筆数３ 借賃 無 続きまして、利用権の期間・種類 令和５年～令和７年の２年・賃貸借、面積 田２，００８㎡ 計２，００８㎡、貸手１ 借手１ 筆数１ 借賃 ３０kg 続きまして、利用権の期間・種類 令和５年～令和８年の３年・賃貸借、面積 田３９，３６５㎡ 畑 ４５，７９６㎡ 計８５，１６１㎡、貸手３４ 借手１０ 筆数６１ 借賃 ３，０００円～１０，０００円、３０kg～９０kg 続きまして、利用権の期間・種類 令和５年～令和８年の３年・使用貸借、面積 田１１，８１３㎡ 畑１９，３１８㎡ 計３１，１３１㎡、貸手１５ 借手７ 筆数２４ 借賃 無 続きまして、利用権の期間・種類 令和５年～令和１０年の５年・賃貸借、面積 田７８，４５１㎡ 畑１，４２８㎡ 計７９，８７９㎡、貸手２２ 借手７ 筆数４５ 借賃 ３，５００円～８，０００円、３０kg～８０kg 続きまして、利用権の期間・種類 令和５年～令和１０年の５年・使用貸借、面積 田６，８５４㎡ 畑１０，３９４㎡ 計１７，２４８㎡、貸手１０ 借手６ 筆数１４ 借賃 無 続きまして、利用権の期間・種類 令和５年～令和１１年の６年・賃貸借、面積 田９３４㎡ 計９３４㎡、貸手１ 借手１ 筆数１ 借賃 ９，０００円 続きまして、利用権の期間・種類 令和５年～令和１５年の１０年・賃貸借、面積 田３１，１５７㎡ 畑３，８５７ 計３５，０１４㎡、貸手９ 借手６ 筆数１９ 借賃 ２，０００円～７，５００円、３０kg～６０kg 続きまして、利用権の期間・種類 令和５年～令和１５年の１０年・使用貸借、面積 田４，３８０㎡ 畑１０，５９６㎡ 計１４，９７６㎡、貸手７ 借手５ 筆数１３ 借賃 無 合計面積 田１８２，８１８㎡ 畑９１，３８９㎡ 計２７４，２０７㎡ 貸手１０３ 借手４７ 筆数１８３でございます。 １１ページをご覧ください。こちらは利用権の内訳になっております。１１ページ番号１から１２ページ番号４１までが新規の利用権設定で、番号４２から１５ページ番号１８３までが再設定の利用権になります。ご確認の程よろしくお願いいたします。 以上第３号議案になります。ご審議をお願いいたします
議 長	農用地利用集積計画（案）による利用権の決定について審議いたします。推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いいたします。松久２番
推進委員 松久２番	集積計画内の農地で苦情はありますか。

議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	今のところ苦情はありません。
議 長	推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いいたします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いいたします。3番委員。
3番委員	使用貸借が多いようですが、町から少しは賃料を払うように指導はしないのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	賃料につきましては、相対での話し合いで決まりますが、担い手が少ない状況で、農地を使用貸借でも貸したいという方が多い状況ですので、町からは指導はしておりません。
議 長	他に農業委員の方で意見がありましたら挙手をお願いいたします。質問がないようですから、採決したいと思います。農用地利用集積計画（案）による利用権の決定について、賛成と思われる農業委員の方の挙手を求めます。 （農業委員全員挙手） 賛成全員につき、決定します。 第4号議案 令和4年度農業委員会における農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について議題といたします。事務局より説明をお願いします

事務局	す。 農業委員会は、農業委員会等に関する法律により、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標等を内容とする指針を定めることになっており、また、定めた目標等についての実施状況などを点検・評価し公表することとされております。 第４号議案では、令和４年度に立てた目標等の実施状況などを、点検・評価してまとめたものについて説明させていただきます。 １７ページの左側をご覧ください。農業委員会の状況となっております。 令和４年度の目標等を立てた時点の、農業委員会の体制、農家や農地の概要が記載されています。 右側をご覧ください。最適化活動の実施状況となっております。 初めに、１最適化活動の成果目標の（１）農地の集積についてです。 ①の現状及び課題と②の目標は４年度当初に立てたものがそのまま記載されています。 ①の現状及び課題は、記載のとおりで、集積率は３３．７％となっています。 ②の目標は、令和４年度年度末の集積率を８０％としています。 ③の実績ですが、令和４年度末の集積率は３４．７％で当初の集積率から１％増えています。設定目標に対する達成率は４３．４％です。 農業委員会の点検結果では、少しずつではあるが、新規集積面積が増えた。目標を達成できるよう、課題を整理したいと、まとめました。 次に、（２）遊休農地の発生防止・解消です。 こちらも、①の現状及び課題と②の目標は４年度当初に立てたものがそのまま記載されています。 次のページをご覧ください。③の実績ですが、農業委員会の点検結果に記載してありますが、緑区分については目標達成、黄色区分は未達成となっております。 次に、（３）新規参入の促進です。①の現状及び課題と②の目標は記載のとおりです。目標とする新規参入者への貸付け等の面積は１０．５haとなっております。 ③の実績ですが、新規参入経営体が１で、取得農地面積は１．９haと目標達成とはなりませんでした。 次に、２最適化活動の活動目標（１）推進委員等が最適化活動等を行う日数目標ですが、月当たり１０日となっています。各委員数については、１０人となっておりますが、１１人の誤りです。訂正をお願いします。 （２）活動強化月間の設定 ①目標で強化月間の回数を３回としております。それに対しての、②実績が３回です。 次のページをご覧ください。（３）新規参入相談会への参加です。目標回数１に対し、実績は０です。 目標の達成状況の評語ですが、今までの各項目の達成状況に対し点数が付与さ
-----	--

	れ、合計点数により決められた評語を入れています。 評語は、目標に対して期待を（やや）下回る結果となった、となりました。 この結果となった要因ですが、令和３年度までは実情に即した目標を設定していましたが、令和４年度から国が定めた目標値にするよう県から指示が来ており、例えば、農地の集積であれば現状の集積率が約３４％で、年１～２％の伸びのところを、８０％にするという無理のある目標設定となりました。そのため、目標をクリアできず、先ほどの評語となりました。 最後に、推進委員等の点検評価結果ですが、各委員の活動日数等に応じた点数に、先ほどの目標の達成状況の評価点数の合計で、該当する評語へ割り振りました。目標の達成状況の影響で、このような結果となりました。 第４号議案の説明は以上です。
議 長	令和４年度農業委員会における農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について審議いたします。 推進委員の方で意見はある方は、挙手をお願いします。松久１番。
推進委員 松久１番	国が定めた目標は、現場の状況とはかけ離れた目標設定となっています。これを達成するのはとても難しいと感じました。
議 長	推進委員の方で意見はある方は挙手を求めます。意見がないようですから、次に移ります。 次に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。質問がないようですから、採決したいと思います。７番委員。
７番委員	農業委員・推進委員の活動日数ですが、どれくらい活動しているのか月の平均が分かれば教えてください。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	多い方で月平均７～８回、少ない方で３～４回でした。
議 長	令和４年度農業委員会における農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施

会長代理	状況の公表に係る意見について、意見なしとすることでよいと思われる農業委員の方の挙手を求めます。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、決定します。 議案のすべてを審議いたしましたので、これで会議を閉じ議長の任を解かさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。 閉会を会長代理、お願いいたします。 以上をもちまして、第5回の農業委員会総会を終了します。慎重審議ありがとうございました。
上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。 令和5年5月25日 議 長 署名委員 署名委員	